

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

立川市自転車等駐車場条例（平成5年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第2（第3条の2関係）				別表第2（第3条の2関係）			
施設区分	駐車区分	単位	駐車料金	施設区分	駐車区分	単位	駐車料金
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
立川市曙町一丁目東臨時有料自転車駐車場				立川市曙町一丁目東臨時有料自転車駐車場	一般駐車	1台につき1回3時間以内	無料
						1台につき1回3時間を超え5時間まで	50円
						1台につき1回5時間を超え24時間まで	120円
						1台につき1回24時間を超え24時間までごと	120円
	定期駐車	……略……	……略……		定期駐車	……略……	……略……
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
備考 ……略……				備考 ……略……			

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。